

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほども申し上げましたように、現実の問題として比較いたしますと中共に対するよりも制度として緩和された……。

○西川彌平治君 そうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 制度として緩和されているのでございます。それから先ほど申しましたように、今後におきましてまあ当分の間はコムを通じ西歐諸国と足並みを揃えて行くべきであるというふうに考えておりますから、西歐諸国全体の足並みに従つてもつと禁輸品目を緩和するというような動きになれば当然我が国もそれに歩調を合せて参りたいと考えております。

○西川彌平治君 有難うございまして。

○委員長(中川以良君) ほかに御質問ございせんか。

○海野三朗君 これはちよつと、この前お伺いたしましたことなんですが、ソヴィエトから学会への招待が来しましたときに、この三月でしたか招待が来しましたときに、どうして日本はその旅券を交付しなかつたのでありますか。私は学会への場合の招待に対しては旅券を交付してやるのが本当じやないかと思つてゐます。それは個人の安全を保障できないからとか何とかいろいろ理由もありまじやうが、それは學者を向うへ遣わして、向うの内情を見ればよくわかることなんです。そういう場合に学会のことに對して、學者のつまり招待があつたわけなんです。向うの原子力の学会、それに対して日本ではそれを拒んで旅券も交付しなかつたといふことは私は非常に間違つてゐるのじやないかというふうに思つてゐるのじやないか。

すが、そういうことに對しましては大に如何にお考えになつていらつしやいますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 旅券の関係は御承知のように外務省の所管になつておりますので、外務次官がお見えでございましてから外務次官から御答弁、御説明を願つたほうが適格であると思ひます。

○政府委員(小瀧彰君) この問題につきましては過日の連合委員会においても御答弁申し上げました通り、従来我が政府のほうでは共產黨諸国との人の往復というものを極度に制限し、これは原則として許可しないという方針をとつておりますため、御指摘の學術會議に出席したいというかたに對しましては旅券を下付いたさなかつたのであります。學術會議に限らずいろいろな場合の招待が参つております。学生の会合があるとか、或いは學術関係のもの、或いはスポーツ関係のもの等これまでも非常に多数の人が、若し制限せざりせば相当数の人が向うへ行つたであらうと考えます。併し政府といたしましてはとも和平条約に参加することを拒み、従来どちらかと言へば相当敵意の含んだような声明等も行われ、その後マレーンコフの政權になりましてから、日本に對するのみならず自由主義諸國家に對する態度もいささか變つて来た点もございまして、何か日本側と交渉しなければならぬような問題がある場合、例えば引揚問題のごときも日本の場合には全然これを引延ばし、これを相手にしないといつたような態度をとつて来ておりますので、日本のほうからいろいろ／＼連に對して厚意的と申しますか、ソ連との間にもつと政府と非常に違つた考えを持つた人が自由に往復せられるといふことは、國家の利益という点から考えましても好ましくないと、又御指摘のように生命財産の保護につきましてもソ連とは国交関係もなく、而も代表部というふうな認められたものもないために交渉の途もございせんので、日本人の生命、身体、財産の保護というふうな立場から考えましても、事ソ連との往復乃至共產黨の諸國との往復というものはこれを禁止するほうが適當と認めまして、そのような措置をとつて来たのであります。若し學術會議だけでございまして、或いは御指摘のような特に許可をするといふこともできたかも知れませんが、一つの會議に出席しようとする人を許可いたしました場合には、他の類似の申入に對しまして、これに差別待遇を与へることはできないといふような旅券法の建前もございしますので、學術會議に對する出席のための申請を却下いたしましたような次第でございまして。

○海野三朗君 私は學問にも共產黨の學問とか自由主義の學問とか、學問には、真理の探究にはさういふふうな色がないと思つてゐます。で、共產黨であるからその学会にやらないといふことそのこと自体が、私は何としてもわからぬのであります。外務省のつとめたその態度は、學問といふものに國境がないはずなんです。ただ応用の点については國境がありますけれども、真理の探究については國境がない。勿論共產黨も何も、學問については共產黨の學問などというものはないので、真理の探究に對しましては……。

……それでこの学会から招待が来たのに、あの學術會議のほうから勿論外務省に申入れたのでありますけれども、頭としてその旅券を交付しなかつた、日本においてはさういふふうなことが果してどうか。東洋においては秦の始皇帝が學問の本を皆焼いた、さういふふうな考え、私はそのことを想ひ起して、日本の、つまり政府といふもののこの學術といふことに對する偏見、私どもは偏見とそれを思ふのであります。私がそれに対してはもう少し深く考へて頂かなければならぬのじやないか。でほかの場合、學生をやるといふふうなときは、勿論これは赤に染つて困りますから、それは私も更に異論がないのでありますけれども、真理の探究に對しまして、殊に原子物理學の学会に對しましては向うにやらないかつた、旅券も交付しなかつたといふのは、私は外務省當局がどうもびんと来ないのであります。その点について、或いは小瀧政務次官は党の方針に従つてさういふふうにお答へになつたのか、本當にあなただの良識からお考へになつて如何にお考へになつていらつしやるか、それをお伺いしたいのであります。

○政府委員(小瀧彰君) 學術の、この真理の探究といふふうなものに對してこれを抑えようといふ趣旨からいたしたものでございせんので、學術會議と申しましては、その問題となつておきません。……

○海野三朗君 大臣は三時からお忙しいうでありますから、私はこの辺で質問を保留しておきます。

○小松正雄君 私はこの際通産大臣に一言お願いをしておきたいと思つてゐる。これは連日に互つて水産、通産の連

合委員会がありまして、それは日ソ貿易を一層拡大せんとする一環の問題からして、本日ここに各派とも意見をもち寄つたわけでありまして、日ソ関係が一層ここに友愛的にもなるという前提からも考えまして、又日本の貿易の振興の上においても必然的、当然なことであるという考え方から、たゞ／＼私どもの通産委員会としての立場から考えますと、水産だけに任せることなく、通産もこれに相入つて、そうして一緒に日ソ関係に關連して旅行したい、旅行させてもらいたいという考え方を持つわけでありまして、が、何分／＼／＼な関係があることを憂慮いたしまして、ここに水産委員会の決議に待とう、こういうようなことに相成つたわけでありまして、まあ通産大臣におかれましては、水産委員会で決議をされるかどうか知りませんが、一応まあ日ソ貿易の点にも傾けて大きく進んで行くと思ひますので、でき得る限り、この水産委員会で決議されて日ソ貿易のために派遣されるということになりまゝするならば、それらの人に対する便宜を与えることについて、できるだけこの通産委員会にかかっている、貿易の振興になるように努力をして頂きたいということを、まあお願いをしておきたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) ほかに……
○海野三朗君 大臣にお伺ひいたしたいのでありますが、今日中小工業の模様はよく大臣は御承知であると思ひますが、あの日平産業の問題に

いたしまして、これはその一つの現われでありまして、この中小工業を救うということについては如何なる構想をお持ちになつていらつしやいますか。今日殆んど危殆に瀕せざる中小工業なしと申すも過言ではないと思ひますが、これに対する大臣の御構想を承わりたいと思ひます。今全部行詰つてゐるのでありまして、この品物なんぞにいたしまして、値が安くならないと、安くするより、もう会社が潰れてしまつてゐるというやうなのが續出してゐる有様であります。不渡手形につきましても何千件も一カ月にある。この状況を救わんとせられ大臣の御構想を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 昨日衆議院の本会議の緊急質問でもお取上げになつた問題でございますが、私も同感いたしました。非常に中小企業の問題については憂慮いたしまして、いろいろの手を打つてゐるわけでございます。で、金融関係等につきましても前々から全体としての考え方を申上げておりましたので、それはあとに譲るといたしまして、只今御指摘の日平産業、その他の大企業から中小企業への下請代金の支払の遅延という点につきましまして、公正取引委員会とも十分協議をいたしまして、先般認定の基準というものを作りまして、その基準に違反して支払を遅延させるものは、中小企業法違反であるという断定をして、これに警告をすることは勿論、場合によりましては審判にかけるといふことで、現在その具体的な事例を調査を至急取急いでいるやうな次第でございます。

それから中小企業の定安法というものが御承知のやうにございしますが、その第二十九条を發動いたしまして、先般マツチとか、タオルというやうなものにつきましては、調整命令を發動して、自主的な体制を作り上げるというやうなことに政府が助力をするというやうなことにいたしたわけでありまして、それから通商関係で申しますと、先般きめました外貨予算にも關連いたしますが、加工貿易等について、特に中小企業等の便宜を図りますやうな意味合いにおきまして、その方面に対する外貨の割当を非常に大幅に増加をするというやうなこともいたしておるやうな次第でございます。

その他考へ得るあらゆる問題につきまして、できるだけの手を講じておるやうなわけでございますが、特に中小企業公庫のごときも、資金源が少いことは遺憾ではございすけれども、不渡等の關係におきましても、貸すに或程度の時日を以てすれば、立直る見込のあるものであつて、而もその取引の金融機関等において積極的な救済の手を延べ得るやうなものにつきましては、特に中小企業公庫が長期の運転資金を繰出すというのをきめまして、これも又できるだけの手を差延べやうな工夫をいたしておるやうな次第でございます。

なお又東京に限らず、或いは大阪でありますとか、その他各地特有の現象が起つておるやうな場合もございす。例えば九州におきましては、石炭……、中小炭鉱をめぐりまして、相当事態が悪化しております。これらの地域、或いは特定の業種等については、例

えば九州に對しましては、責任者を直ちに派遣いたしまして、具体的な対策を講じておるやうな次第でございます。

○大谷實雄君 時間がないやうですが、ちよつと簡単に尋ねたいと思ひますが、先ほどの、中共よりもソ連の貿易のほうに幅が広い、こういうお話ですが、まあ今まで国会でも、又民間でも、日中貿易の面は非常にやかましく言われておつたし、又おるわけですが、ところがまあソ連のほうでは非常に幅が広いというお話も伺つて、意外にちよつと感ぜられたわけですが、それはどういふ理由かということ、又そうしますと、中共に對しての貿易については、通産省としてはなお一層この後、無論推進をなさつておると思ひますが、なお今後も積極的になるのかどうかという点を伺つておきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これらの点につきましては、外務省からも御説明があつたほうがよろしいかと思ひますが、現実の問題は、先ほど申しましたやうに、ソ連向けはコムという、機構を通じてやつておりますから、西歐諸国と同じ歩調になつておまして、具体的に言へば、禁輸されておる品目が非常に限定されておる。中共のほうに却つて窮屈であるという状態になつております。

でそのどうしてこうなつておるかと思ひますと、沿革的ないろいろの理由はあるわけでございますが、特に中共が國連の關係におきまして交戦國といひますが、正確な國際法上の用語は私存じませんが、いわゆる侵略者と定

義をされておるといふやうなことから、特に中共に對しましては、アメリカを通じて國連に協力をしておる日本の立場におきまして、この交戦状態にある間においては、特に禁輸の幅を拡げて、國連に對する政治的な協力の実を挙げようというところが、私は主たる理由になつておると思ひます。が、そこで併しながら、目的が目的でございますから、一時のやうに非常に広い範圍のものを禁輸する必要はないのでありまして、これは戰略物資でないものはできるだけ禁輸の幅を狭めることが、理想的でございますので、今こゝで正確な品目の表を持つて来ておりませんが、今年の正月に私が就任いたしました以来でも、品目にいたしましては随分多くのものを禁輸のリストから外しておるやうな次第でございます。今後におきましても、その努力は續けて参りたいと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○委員長(中川以良君) それでは大臣はもう御退席の時間も迫つておりますので、私から一言お伺ひを申上げておきますが、先般来水産委員会と連合委員会を開きまして、水産委員会において熱心に調査しておられる、水産を中心にしたところの對ソ貿易の促進の問題に關しましては、連合委員会の結果、当委員会といたしまして、水産委員会が主張をしておられるこの水産中心の貿易促進に關しましては、できる限り御協力を申上げ、政府にも一つこの旨を強く要望し、政府の一層の一つこれに對する御熱意を示して頂くことを皆ひたすら金額をしておる次第でございます。この点につきましては、又外

務省なりに御要望が何かの形で以てあると存じますが、その際には是非一つ真剣に御考慮を頂きまして、殊に水産代表のソ連の派遣に關する問題等につきましては、できる限りの便宜をお与え頂き、水産中心の対ソ貿易を促進をされまして、将来これによつて日ソ間の通商の途も漸次友好に進展をして参りますような一つ御努力をお願いしておきたいと存じます。この点一つ当委員会におきまして、通産、並びに外務両省の御見解を明らかに御表明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今委員長から御指摘のごさいました、水産委員会でお取上げになつております決議の問題、又商委員会の連合の御審査がありました経過についても、私も十分よく伺つておるつもりでございます。只今委員長の御指摘になりましたような具体的な点につきましては、一つ通産省といたしましては、できるだけ誠意を尽して、御要望に副うようにいたします。

○政府委員(小瀧彬君) 参議院の水産委員会において目下審議せられております決議案と同様の趣旨の決議は、衆議院の同様委員会においてもなされたところでありまして、外務省といたしまして、この主管当局、即ち水産庁、農林省のほうで是非人を派遣することが必要であるというふうなはつきりした御意向の表明があれば、先ほど申しましたように、原則としてはソ連への入国は認めないといふことにいたしておきますけれども、これが例外としての取扱を考慮するように十分協力いたしたいといふ考えを以ちまして、これまで衆議院の決議に對処いたして来ておりますが、当院においても同様の決議がありまして、そうした趣旨によつて問題を處理して行きたいと考えております。

○豊田雅孝君 外務政務次官に伺つておきたいのでありますが、先般の私の質問の際にちよつとはつきりしなかつた点がありまして、お答えをおきをお願いしたいと思います。すでに今日の午前中参事官からは答弁を得たのでありますけれども、それは水産関係の代表として海外渡航をすることは、除外例としてこれを認めるということであり、通商一般の問題として、先ほど来委員長初め他の委員からも、現下の情勢から見て、日ソ貿易の促進は誠に必要だといふことでありまして、私も誠にその通りである、何とか局面を開拓するように努めなければならぬと思つておりますが、その線に沿つて民間代表として、通商促進のために海外渡航するといふようなことについては、現在のところこれを認めがたいといふお考えなのであるまいか、その点お伺ひしたい。

○政府委員(小瀧彬君) 過日も私といたしましてははつきり申上げたつもりでございますが、この通商に關する問題は、通産省においていろいろ検討せられておるのでありますからして、その主管省の意向といふものを十分私どもは尊重しなければならぬと考へます。そこで一体この問題が具体的にはどう取扱われるかといふことによつて、最終的に決定せらるべきでありますからして、今抽象的にそのうちの場合には必ず許可をするとかしないとかいふことを言明することは差控えた

いと考へます。過日言及いたしましたように、非常に重大なる使節を出さうといふような案が仮にあるといたしまするならば、これは一線を画して、貿易のためであると申しまして、相当世界の新聞雑誌が取上げるといふことになつて、あたかも日本が非常に大きな政策的な転換をしたといふふうな誤解を招くことがあるかも知れない。又そういうふうになりますと、使節を出すほうの人から言へば、誠に目的は純真でありますけれども、實際商売の面を考へますならば、どうも相当大きな使節が出たから、アメリカの商売人は取引をしない、向うで引つかかるところといふ懸念からいたしまして、まあ現在も許されている中共との貿易についても、アメリカの商社とのより大きな商売のことを顧念いたしまして、許されたものでもそれをやらないといふので、みづから自制しておる。これは自制する必要はないと思つておる。これが、自制しておる会社もあるくらいでありますからして、この問題は具體的にどういふように取扱われるかといふことが非常に大きな決定のための考慮の要因になるであらうと考へます。でありますから、これは豊田さんに對する返事といたしましては或いは不満足かも知れませんが、貿易関係について使節を出すといふような問題が起つたときに、早速これを例外として取上げるかどうかといふことは具體的に個々のケースを考へて見なければはつきりとは申上げられないといふことをもう一度繰返して申上げまして私の答弁といたします。

○豊田雅孝君 念を押しておきたいと思つてありますが、水産代表を派遣することはよろしいと、併しながら通商関係一般に及ぶがごとく漠然たるものはいけなけれども、具體的問題になるならば通商関係、貿易関係についても民間代表を送るというふうなことに對しては考慮し得る余地はあり得るのだといふふうに了解してよろしいのでしようか。

○政府委員(小瀧彬君) 只今のところはソ連人の入つて来ますことについて一つ／＼の場合を検討してこれを認めよう、それについては通産省のほうからいろいろ意思表示もあらうから、その際に考へようといふふうになつておりますので、水産と多少違ふ点もあらうかと考へますが、必ずしもソ連に入らなくても中立国で、中立国と申しますか、他の国で合會を催し得るといふような可能性も考へられますので、一概には申上げられませんが、併し結論的に申上げますならば、水産であるからと、通商関係であるからとこれは別個に考へるといふのでなくして、個々のケースに応じて考へたいと存ずる次第でございます。

○豊田雅孝君 只今の問題はまあそれで一応了承しますが、海外渡航免許につきまして外交関係の成立しておらん国に對しては原則としては出さん。併し例外的には個々の場合の具體的実情を判斷して出す場合があるといふふうには了解すべきものかと思つておりますが、そのほかに海外渡航免許についてもつと具體的の認可基準といふか、そういうものがこの際明らかになりましたら幸いだと思つております。併しもう今までお答えになりましたケース・バイ・ケースで判斷して行くよりほかはないのだと

○政府委員(小瀧彬君) この問題につきましては始終私議会においても頭を悩ましておるのであります。が、原則の例外として認めますのはこれまでも御承知のように中共、ソ連からの引揚の場合といふような極めて特殊の場合に限つたのであります。が、併し開交が開かれていなくても代表部を設けておりますようなインドネシアとか、フィリピンに對しては旅券を出しておるのは御承知の通りであります。共產國との往復につきましては、原則としてこれまでのところ旅券を發給しない。併しこういう人道上の問題、特に必要止むを得ない、ほかに方法がないといふような場合には、これまでのところ一般旅券ではなくして、先ほど海野さんにもお答えいたしましたように一般旅券において一人に出すといふと、差別的に他の人には目的がそれほど重要でないから出さんといふことはできない面もございまして、こういう特殊の場合におきましては公用旅券の發給の措置を今までとつて来た次第であります。

○海野三朗君 只今の豊田委員からの御質問に關連をいたしまして、只今小瀧政務次官からのお話でありまして、場合々々の、個々の場合に依つて出すときもあるし、出さないときもあるといふお話であります。が、私は重ねてお伺ひしたいのは、學術會議がある、これはどういふ根拠に立つて出されなかつたのか、これは単に一方に出して一方に出さないから悪いといふような簡単なお考えであつたとすれば、外務省

することはよろしいと、併しながら通商関係一般に及ぶがごとく漠然たるものはいけなけれども、具體的問題になるならば通商関係、貿易関係についても民間代表を送るというふうなことに對しては考慮し得る余地はあり得るのだといふふうに了解してよろしいのでしようか。

○政府委員(小瀧彬君) 只今のところはソ連人の入つて来ますことについて一つ／＼の場合を検討してこれを認めよう、それについては通産省のほうからいろいろ意思表示もあらうから、その際に考へようといふふうになつておりますので、水産と多少違ふ点もあらうかと考へますが、必ずしもソ連に入らなくても中立国で、中立国と申しますか、他の国で合會を催し得るといふような可能性も考へられますので、一概には申上げられませんが、併し結論的に申上げますならば、水産であるからと、通商関係であるからとこれは別個に考へるといふのでなくして、個々のケースに応じて考へたいと存ずる次第でございます。

○豊田雅孝君 只今の問題はまあそれで一応了承しますが、海外渡航免許につきまして外交関係の成立しておらん国に對しては原則としては出さん。併し例外的には個々の場合の具體的実情を判斷して出す場合があるといふふうには了解すべきものかと思つておりますが、そのほかに海外渡航免許についてもつと具體的の認可基準といふか、そういうものがこの際明らかになりましたら幸いだと思つております。併しもう今までお答えになりましたケース・バイ・ケースで判斷して行くよりほかはないのだと

○政府委員(小瀧彬君) この問題につきましては始終私議会においても頭を悩ましておるのであります。が、原則の例外として認めますのはこれまでも御承知のように中共、ソ連からの引揚の場合といふような極めて特殊の場合に限つたのであります。が、併し開交が開かれていなくても代表部を設けておりますようなインドネシアとか、フィリピンに對しては旅券を出しておるのは御承知の通りであります。共產國との往復につきましては、原則としてこれまでのところ旅券を發給しない。併しこういう人道上の問題、特に必要止むを得ない、ほかに方法がないといふような場合には、これまでのところ一般旅券ではなくして、先ほど海野さんにもお答えいたしましたように一般旅券において一人に出すといふと、差別的に他の人には目的がそれほど重要でないから出さんといふことはできない面もございまして、こういう特殊の場合におきましては公用旅券の發給の措置を今までとつて来た次第であります。

○海野三朗君 只今の豊田委員からの御質問に關連をいたしまして、只今小瀧政務次官からのお話でありまして、場合々々の、個々の場合に依つて出すときもあるし、出さないときもあるといふお話であります。が、私は重ねてお伺ひしたいのは、學術會議がある、これはどういふ根拠に立つて出されなかつたのか、これは単に一方に出して一方に出さないから悪いといふような簡単なお考えであつたとすれば、外務省

当局は學問に対して甚が理解のない態度であると思ふ。この學術の探究に對しての案内が来た際に、これを再三懇請したにもかかわらず外務省が頭として出さなかつたという事は私は誠に遺憾であると考えておるものであります。その点について率直に外務省のつて来たやり方が間違つておつたのだというふうにお考えになりませんか、どうなんですか。それを私はお伺いしたい。一方に、例えばスポーツのときに出さないから學術會議のときに出しては工合が悪いのだというふうな簡単なお考えでありますけれども、この真理の探究に對する學會の招待などに対しては、こういうふうなお考えであつては、外務省のかたがたもう少しお考えを改めてもらわなければならぬというふうには私は思ふのですが、政務次官は如何ようにお考えになつておられますか。

○政府委員(小瀧彰君) 先ず特殊の場合のおつしやいしましたが、ここでお断りして置かなければならないことは、非常に限られた特定の場合に旅券を免給したことはありますけれども、これは公用旅券であつたのであります。特殊な引揚といふような任務を帯びてゐる特定の任務のために行く、非常に日本の多数の人のために行くのであります。公用旅券を出したわけでありまして、ところが今の學術會議は勿論關係省からの、或いは公務員として、或いは個々の特定の任務を帯びて公用旅券を要求して行くとする人ではなくして、これらに對しては一般の旅券を出さなければならぬわけでありまして、そこがあの會議について、海野さんも御承知と思ひますが、

相当多数のかたが参加しようと思はれておつたのであります。ところが或る特定のかたはこれは成るほど學術探究のために行くやうな人ですが、そのあたりを削つて来いというやうなことは外務省としてはそういう権限を持つておりませんからいたしかねるものであります。又いたし得ないものであります。學術會議と言へば勿論名前から言へば學術探究にも貢獻するであらうといふことは一応考えられますが、これまでもいろいろの経験からいたしまするといふと、或いは必ずしも學問の探究とかいふものだけに限られなかつたやうな例もあるやに聞いておりますので、名目が學術會議出席だからといふので果してこの際全部のかたに一般旅券を免給すべきであつたかといふことを振返つて考えて見ますといふと、私は、あの際において許可をしなかつたのは止むを得なかつたといふやうに考えるのであります。

今申上げましたように公用旅券であります。特定な目的のために免給する旅券でありまして、これについては政府が自由裁量を用ゐるやうな旅券法の規定になつております。が併し、一般の旅券であります。或る特定地域について國家の利益及び行く人の生命、財産の保護といふやうな見地からこれに對して拒否することは認められておりますが、外務省のほうでこの會議のほうは非常に重要だから許してやる、こつちのほうはそう國家的に見て利益がなさそうだからこれは蹴ろつといふやうなことは、今の法制下においては認められておりませんので、私は海野さんのおつしやる氣持は非常によくわかるのでありますけれども、殘

念ながらそうした趣旨による免給の仕方はできないという現状でございます。

○海野三朗君 學術會議のほうでは向うから名指しをして来た人はいけなかつたと言われまして、學者の二、三十名の名前を書いた、このうちから外務省のお氣に入りの學者をやつてくれと言つて重ねて懇請したのであります。が、どれもこれも皆いかんといふことはねられた。それはどういふわけなんでしょうか。この特定の人を向うでは偉い學者であるから来てくれと言つて来ました。ところがそれじやいかんと言われまして、それでは同じクラスの偉い學者の名前を書いた、このうちから選んでもらいたいといふことを懇請してやつたのであります。それはやつぱり選んでもいかん。とにかく出さんといふことの態度であつたやうに私は聞いてゐる。それは私は非常に遺憾だと思ふのであります。けれどもいいから選んでやつてくれ、このうちからお氣に召す人を、それを断つたのです。これは私は學問に携わる者としては納得できないのであります。その点をもう一度私は御説明を願ひたい。どういふわけでそのたぐさんの人を出しておるのかかわらず、このうちからどれでもお選び下さいと言つて、外務省に出しておる、それをどれも駄目だといふことの態度をおとりになつたか。これは私は外務省としましては學問に理解ができないのである、こゝういふふうには私は考えるのであります。

○政府委員(小瀧彰君) 外務省が特定の人を指定して、人に甲乙をつけて選ぶといふことはこの旅券法において認め

られてないのであります。そういう選択といふことはこの際なし得なかつたのであります。が、併し海野さんのおつしやいます御趣旨は私も個人としてしましては十分理解できるものであります。まあ今のやうな点をもう少し是正したらいいやないかといふ立場から旅券法の改正といふことも現行の趣旨は大體にもよく伝えておきたいと考えます。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○海野三朗君 外務次官に特別にお願いをいたしておきますことは、この學問には赤も青もないのであります。これをはずつきり外務省、殊に外國との外交關係に従事しておられるかたがたでありますから、この点をよく考へて頂かなければならぬ。日本の相當なる學者を外國から招待されたといふやうな場合には慎重審議をして、特にこの主義とか、共産主義とか何とかに、そんなことに關係ない真理の探究の學者でありますから、そういう際にはよく慎重にお考えを願つて、そして時代は遅れないやうにして頂かなければならぬ。私は今のソヴェエトに對してやらかなつたといふことに對して、今鉄のカーテンの中に閉ざされてゐるやうがどこまで進歩しておるか、わからぬ。これを今後五年なり、十年なりたつて日本がその鉄のカーテンを上げて見たときにすでに向うが日本より遙かに進歩してゐるやうなときであります、あたかも日本が昔

に對しては遣唐使を派遣して支那の學問を學んだといふやうな時代が来たならば、この學問に對して遮つたといふところのその責任は実に重大なるものであると思はれますが故に、どうかこの學術のことにつきましては今後とも一段の御考慮をお願いいたします。そのことに對する私の質問を打切ります。

○委員長(中川以良君) 速記をとめて下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それではいろいろ御審議願ひました水産委員會において取上げております水産を中心とする日ソ貿易促進に關する決議案に對しましては、當委員會といたしましては本日委員會の模様を委員長が水産委員長につぶさに御報告を申上げて、口頭を以て大體次のやうな趣旨を御傳達を申上げることになつた。

即ち、水産を中心とする日ソ貿易促進に關する決議案につきましては、當委員會におきましては慎重に検討をいたしましたのでございまして、このお示しの御決議に對しましてはその内容が一般通商關係に言及をされておりました、水産委員會が御提出になる決議案といたしましては本委員會におきましても異論があり、この決議案に對して全會一致を以て御同調を申上げるわけには参らなかつたのであります。殊にこの決議案に對しましては水産を中心とする内容を持つた決議として水産委員會におきまして御取扱を願うべきであるといふ多数の意見があつたのでござい

産委員会の適宜なる御処置に御一任を申上げた旨の結論に到達をいたしたわけでありませう。なおこの日ソ貿易促進につきましては、当委員会といたしましても独自の立場より政府を輔佐、督励をいたしまして、誠意を持つて極力努力をいたします所存でございます。

かような意味合いを口頭を以て水産委員長に申上げ、御了解を得たいと存じます。御賛議ございませんでしやうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○豊田雅孝君 最後のところ、本日担当委員長初め督励をせられましたので、すでに十分督励もしたが、今後もお互に督励に努めるといふふうにしておいてもいいかもしれません。

○委員長(中川以良君) 畏まりました。それではさうにそれを附加することにはいたしません。それではさういふふうにはできないだけ早い機会に水産委員長に御伝達をいたすことにいたします。

○委員長(中川以良君) それでは次に通商産業省関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。本法律案につきましては先般提案の理由を聴取いたしました。なお内容の説明を聴取いたします。岩武官房長。

○政府委員(岩武照彦君) 議題となりました通商産業省関係法令の整理に関する法律案でございますが、この法律案は概要提案理由で御説明申し上げたわけでございますが、大要二つに分れております。

一つは、現在いわば死文化しております法律をこの際廃止しようというところでございまして、この関係の法令が

第一条に十三ほど並んでおります。この法令につきましては政府部内におきましていろいろ検討いたしました結果、現在事実上死文化しておりますし、これを存置するまでの必要もございませんで、これをこの際形式的に廃止の措置をとらう、こういうことでございます。法制局を中心に審議いたしましたので、さういふ結論に到達いたしましたわけでございます。

それからその次の部分は現在存置し実施しております法令につきまして、その手続等につきましていろいろ煩瑣な条文が残っておりますので、これを簡素化したしまして、行政のいわばスピーディーな運用を図つて参らうというふうな趣旨の問題でございます。その関係の条項が第二条以下に並んでおるわけでございます。

第二条の関係はこの輸出品取締法の関係でございます。この法律は御案内のように輸出品の品質を高め、ために規格を定め、これに合うよう検査等の措置を講じて参つておるこの法令でございますが、その中に職関の規定がございまして、これは異議の申立等がありまして、これを整理する職関会でございますが、これは非常に詳しく規定されておるもので、ほかの法律等の関係から見まして、どうもこの輸出品取締法の関係だけが体裁を失つて著しく詳しくなつておるもので、これはむしろ簡素化したいたしまして、通常と同じような手続にいたしたいと考えております。これも占領時代の法令でございますので、ややさういふ点が外れて複雑でございますので簡素化しよう、こういふ考えでございます。

それから第三条にございましては外国為替及び外国貿易管理法の改正でございます。これには二点ございまして、第一点はこの法律の構成をいたしまして、貴金屬というふうな概念をきめておきまして、この貴金屬の輸出入につきましては、これは貨物の輸出入に扱ひをいたしまして、つまり貨物準備等の関係もございまして、貴金屬の概念に当りますものは、これは貿易外の取引というふうな扱いをいたしておりますが、その貴金屬の範囲がこの通常の金以外の銀、白金或いはロジウム、パラジウムといったものまでも含んでおりますので、これは現在の取扱から見まして行過ぎておりますので、これを金並びに金の合金、或いは金貨、金メダルというふうな金を主とした材料のものに限らうというわけでございます。銀以下は通常の貨物の扱いをするということで、その点を改正いたすわけでございます。それから第二点はこれも手続上の問題でございますが、不服申立に対する決定をいたした場合には訴訟の規定を入れておるわけでございます。これも実は御承知のように、こういう政府の行政処分に対しましては、一般裁判所への訴訟等が認められておるわけでございます。この関係は民事訴訟法の関係の規定によりまして、行政事件訴訟特別法の関係で参るのが通常の例でございます。この法律だけに限つてさういふふうな訴訟の規定を設けておるの、これはいささか例が違つておるものでこれを削除いたすという考えでございます。

それから第四条の関係は、これは火薬類取締法の改正の問題でございます。火薬類の生産或いは輸送、販売、貯蔵等の過程におきまして、危険物でございます。この関係は、所要の取締を行なつておりますが、そのうちの一部の、現在輸出につきまして届出の義務を課しておるわけでございますが、これは輸出につきましては、別途この外国為替及び外国貿易管理法に基きます輸出貿易管理会の別表で許可品目にしておるから、こちらのほうの届出は事実上いわば貿易管理会のほうでチェックできるわけでございます。それから第五条は、これは計量法の関係の改正でございます。計量法は御承知のように度量衡、その他の計量につきましてその適正を期しますために製造、販売等の免許制、或いは器具等の検査制度等を持つておるわけでございますが、今回の改正はそのうちに三点ございまして、一つは、ガスの熱量計に關する規定を削除したものであります。これは先刻御承認を得ましたガス事業法の中ので、ガスの熱量の測定義務を課しておりますので、こちらのほうの法律と重複いたしますのでこちらを削除したわけでございます。

それから第二点は、計量器使用事業場におきまして定期検査を受ける義務を免除したことでございます。これは計量器使用事業場と申しますのは、計量証明事業者、つまり何と申しますか、サベエヤーでありますとか、或いはトラック輸送の貨物の量を計ることを業としておるというふうな業態がございまして、その業者におきまして、この特定の計量器を使用いたしまして計量しておる、計量器使用事業場をやつておるわけでございますが、その使用事業場の指定を受けておるものは、これはさういふことは業務でございまして、国家試験を受けた計量士等を置きまして、随時この計量器の狂いのないよう自己検査もできることになつておるから、定期検査を受ける義務は免除して自己検査で万全を期させよう、こういう考えでございます。

それからもう一つの点はこの計量器の狂い等を直しますために、計量器につきまして定期検査というものの義務を課しておりますが、その公示の期日が現在二カ月以内に行なつております。これは実情に適するよう一カ月以内にしよう、まあ事柄自体は比較的簡単かも知れませんが、これはむしろ実情に即するに却つて便宜が大いにかゝると思ひます。

大体以上がこの法令簡素化の一部として御提案いたしましたこの法律案の概要でございます。

なおこのほかに別途先刻御承認を得ました商品取引所法の改正も、これも法令簡素化の趣旨から一部改正をしたところがあるわけでございます。取りあへず以上のような改正を以ちまして、法令簡素化の趣旨に聞きたいと、かように考えております。

○委員長(中川以良君) 御質疑をお願いいたします。御質疑はございませんですか。……他に御質疑もございませんですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんでか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以真君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。

格別御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以真君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決をいたします。

通商産業省関係法令の整理に関する法律案を採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以真君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告等、事後の手續は委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以真君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますので、本案を可とされたかたの順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

松平 勇雄	西川 弥平治
大谷 智雄	酒井 利雄
豊田 雅孝	岸 良一
海野 三朗	小松 正雄
武蔵 常介	白川 一雄

○委員長(中川以真君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以真君) 速記を始めて下さい。

それではこれより肥料関係の二法案を議題といたします。

両法案とも先般衆議院を修正可決されております。修正の箇所等につきまして一応通産省側から両法案に対するその説明を聞き、なお通産省側の意見等をも併せてその際に承ることにいたします。御承知のように本法案は臨時疎安需給安定法案と共に去る十六国会末期に提出をされて、第十七、第十八、第十九国会へと継続審議に持込まれて今日に至つたものでござい

ます。当委員会におきましては第十六国会にも限られた審議期間ながら可能な限り審議を進めまして、農林委員会との間に両法案につきまして相互に連合審査も行いまして、更に継続後の休会中には議員派遣による現地調査をもいたし、又参考人を招致いたしまして意見を聴取する等、一応の審議は行なつたのでございますが、本法案と密接不可分の関係のあります臨時疎安需給安定法案に対する両院農林委員会の審議が進まないで、その後は本法案に對しまする当委員会の審議は中断をいたしました。需給安定法案に関する結論の出るのを待つておつたのであります。然るところ問題の需給安定法案は相当大幅の修正が加えられて、去る四月三十日漸くにして衆議院本会議を通過、本院に送付され、又疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案も去る五月七日衆議院通産委員会におきまして修正議決され、昨日衆議院

本会議を通過いたしました。本院に送付されて参つたので、本委員会といたしましては本日より改めて本審査に取りかかることと相成る次第であります。

審議の経過の概要は以上の通りでございますが、審議再開に当りまして先ず委員長より政府当局に對しまして次の諸点について説明を求めたいと存じます。

第一点は臨時疎安需給安定法案に對する衆議院における修正点であります。それが形式的に合理化及び輸出臨時措置法案に如何なる影響を及ぼし、その結果同法案がどのように修正されたかという点、並びに需給安定法案の修正が疎安工業界及びその他の化学肥料工業界に實質的に如何なる影響を及ぼせることになつたかという点につきまして併せて説明を望む次第であります。

第二点は本法案の構想が成つてから今日まですでに一年を経過いたしておりますのでありますが、この間における疎安工業の實際は如何なる推移を辿つて来たかという点について説明を求めるのであります。合理化の進捗状況、生産の状況、生産コストと国内市価との関係、輸出の状況、輸出価格等、その他疎安工業の全般について説明をされたいと思ひます。

第三点は一カ年間に於ける疎安工業の客観情勢の推移にもかかわらず、なおこの法案が提案當時と同様の意義と価値を持つておるかどうかという点を承りたいのであります。これらの点に對しまして、政府当局の率直なる所信を一つ承り、なお修正点等に對しまする通産省側の意見等もこの際腹藏なく御開陳を願ひたいと存じます。

○説明員(柿手操六君) 只今委員長から御要望になりました項目につきましての一応の御説明を申し上げます。

先ず本委員会に付託されております疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案と裏腹の関係をなします臨時疎安需給安定法に關しまして、衆議院のはうで御修正になりました点を先ず以て御説明をいたします。

先ず第一に臨時疎安需給安定法に掲げておりましたこの法律の適用の対象を、原案では「硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系要素肥料をいう。」というふうになつておりましたのを修正では「硫酸アンモニア及び政令で定めるその他の重要肥料」といふふうになつたのであります。

従ひまして臨時疎安需給安定法という法律の名称も臨時肥料需給安定法といふふうになつたのであります。

参りますとこの法律の運用上重要事項を審議することになつておる疎安需給安定法といふものも肥料審議会というふうになつたのであります。それから更に新らしい条文として、通商産業大臣は肥料の需給の適正化を図るために必要があるときは肥料審議会の意見を聞いて生産業者に對しまして肥料の種類、数量及び品質を定めてその生産を指示することができるといふ、新らしい条文が加つたのであります。それから肥料の国内需要量の約一割に相当するものを常時国内に保留するといふことを考へておるのであります。その保留肥料の保管団体につきまして、特にこの保管団体を政府が指定する場合において、農業者を直接又は間接に構成員とする団体に限つてその保管を指

定するのだという新らしい事項が加わつておるのであります。更にその保管団体に保管をせしめる数量の問題であります。これも原案では需給計画を政府が定めて、その需給計画の中に織込んでおる調整保留数量といふものをきめるのであります。そのきめた数量は、その全額を保管団体に保管をせしめるということが原案であります。

これは必ずしもその需給計画において定めた調整保留数量の全額でなくとも、その範囲内で適当な数量を保留するといふふうには改められたのであります。

それから次は農林大臣が、保管団体に對しまして保管肥料の譲渡その他の指示をする場合においては、原則として肥料審議会の議を経て、その譲渡を請うることになつておるのであります。けれども、ここでは明らかに災害その他緊急の場合においては、あらかじめ肥料審議会に諮ることなく、急速に譲渡指示ができるということ、明らかに条文で書く、併しそういう場合に於いては、農林大臣は遅滞なく審議会に報告しなければならぬといふことを新らしい条文として附加するといふふうになつたのであります。

それから六番は、政府が必要があることを認めるときは、保管団体が農林大臣の指示に基いて、肥料の買取及び保管に必要な資金について、融通の斡旋その他の適切な措置を講ずることといふことも新らしい条文として附加したのであります。

更に七番目は、この法律によつて販売価格の最高額を定めることができるという条文があるのですが、その最高額を定める定め方につきまして、

この法律の第十一條第二項でござい
まするが「販売価格の最高額は、政
令の定めるところにより、生産費を基
準とし、農産物価格その他の経済事情
を参しよくして定める。」という第二
項の規定があるのでありますが、その
「その他の経済事情を参しよくして」
という、参酌事項に、肥料の國際価格
というものを参酌事項にするというこ
とを明らかにするという点が修正にな
つておるのであります。

それから第八番目は、肥料審議会の
調査審議事項の中に、本委員会御審
議を願つております硫酸工業合理化及
び硫酸輸出調整臨時措置法案にありま
す、日本硫酸輸出株式会社業務に関
する重要事項についても調査審議する
というものを附加されたのでありま
す。

九番目は肥料審議会の委員を、原案
では九人でありましたが、それを十五人
に改められたのでございます。その内
容は、肥料の生産業者を代表するもの
三人、これは原案では二人でありま
す。肥料販売業者を代表するもの二人
と改めてありますが、原案では三人で
あります。肥料の消費者を代表するも
の三人以内となつておりますが、原案
では二人であります。学識経験のある
もの七人以内となつておりますが、こ
れは原案は二人以内であります。要す
るに初めから行きますと、三、二、二
三、七というふうに改められたので
あります。原案では二、三、二、二
というふうになつておるのでございま
す。

第十番目は、只今も委員長から仰せ
のごとく、法案を提出いたしましたから、
相当期間たちまして、従つて大体

五カ年間の臨時立法にするという考え
方でございますので、従つてもう一年
延長して、三十三年七月三十一日とあ
りましたのを、三十四年七月三十一日
に改められたのでございます。この臨
時肥料需給安定法というふうに修正さ
れました、今御説明を申し上げますた
のに対応いたしまして、硫酸工業合理化
及び硫酸輸出調整臨時措置法案につ
きまして、前の法律の条文をこちらに
引用しております条文がございします
で、それをそれ／＼修正をするという
ふうに衆議院の農林委員会において修
正をされ、本会議において可決された
のであります。それはお手許にござい
ますように「肥料審議会」という引
用の文字が「硫酸審議会」というふう
になつておりまして、第三条の文字を
「肥料審議会」に改める。第六條第二
項に「臨時硫酸需給安定法」というふう
になつておりますのを「臨時肥料需給
安定法」というふうに改めるという、
「硫酸」を「肥料」に改められたことに
よりまして当然に変わらなければなら
ない点を修正をされ、実質的な修正
はこの法律においてはなかつたのでご
ざいます。施行の期限につきましても
三十三年を昭和三十四年に改めるとい
う程度に改められました。法案の内容
については原案は全く修正がないので
ございます。兩法案の衆議院における
修正箇所につきましては以上の通りで
ございます。

年度、即ち去年の八月から今年の七月
までの予想いたしました生産量より相
当の増産が見られる見込でございまし
て、現在はずでに五、六万トンの予定
以上の増産をいたしております。最近
の事情で申しますと、毎月十八、九万
トン程度の予想をいたしておつたので
ございしますが、三月のごときは二十一
万二千トン、これは……。

○委員長(中川以真君) 今の、資料が
あれば資料によつておしやつて頂き
たいのですが、配つてございしますか。
○説明員(柿手操六君) これは配つて
ないのでございします。これは日本の硫
安供給まつて以来の月産量というふう
な、非常な生産の好調でございします。
本肥料年度一カ年間は少くとも二百三
十万トンの生産は確実にあるというふ
うな状況でございします。

内容につきましてでございします
が、これは当初昭和二十五年、六年、
七年の肥料年度の三カ年の内需量を平
均いたしました、二十八肥料年度の農
業生産計画による肥料の消費量の増見
込等を入れますと、百七十万トンとい
うふうに推定をいたしておつたのであ
ります。現在のところ大体その百七
十萬トンは確実に消費され、更にこの
五月、六月の状況を見なければわかり
ませんが、或いは百七十万トンを幾分
オーバーするのじやないかというふう
に、内需としては当初百七十万トンが
どうかというふうに考えたのでござい
ますけれども、内需の需要も相当に旺
盛であります。

まして、昨年の暮までに十二万トン、今
年春、尤もまだ一部積出中ではござい
ますが、十三万トン、合計二十五万ト
ンの長期輸出契約ができてまして、それが
予定通り積出しをいたしておるのでご
ざいます。それからこれが数回に亘つ
ておりますが、韓国に対する復興特需
の問題であります。これはアメリカ
カの援助資金によりまして、アメリカ
政府が日本から肥料を買付けまして韓
国に復興特需として援助しておるとい
う硫酸が昨年の暮から正月にかけて四
十五万トン、この四、五、六月の春に
十二万トン、合計十六万五千トンが大
部分輸出されておるのでございします。
その他のフリーピンでありますとか、
沖繩とか、一部中共にもございします
が、この近東諸地方に対して輸出いた
しますのが三十三万トン、合計目下確定
いたしておりますものが、四十四万八
千トンというものが目下きまつており
ます。これに對しましてなお七、八万
トンの今肥料年度末までにおいてはな
おまだ輸出余力があるのではないかと
いうふうに考えられます。今のような
生産数量、輸出数量、内需の見込等か
ら申上げまして、大体このままで全然
輸出をしなかつたら二十五、六万トン
は残るだらうという大体の予想が立ち
ますので、今後の国内の内需の出方等
とも脱み合せる必要がございしますが、
なお適當な機会があれば輸出を認めて
行つてもよろしいのじやないかとい
うふうな、量的な關係からはこういう
うな推定が出されるのであります。

それから生産の数量の關係、輸出の
量的な關係はさうであります。我々
が一刻も早くコストを下げて國際競
争に耐えるように持つて行かなければ
ならんということを我々の最も重点と
して仕事いたしておるのであります
が、この二十八年度におきます硫酸工
場の合理化につきましてこま／＼した
いろ／＼な手はたくさん打つておりま
して、それを一々申上げるのはどうか
と思ひますが、一番私どもが重点を置
いております硫酸の合理化仕事を促進
する最も大きな中心としていろ／＼仕
事をやつておりますのは開發銀行の融
資による合理化の促進という問題で
ございしますが、これにつきましては今
年度東洋高圧の北海道工場、東北肥料の
秋田工場、日本水素工業の小名浜工
場、昭和電工の川崎工場、別府化学の
別府工場、これは兵庫県の明石の附近
にある別府工場、新日本製薬の水俣工
場、この六工場につきまして開銀融資
を申請いたし、開銀當局においてそれ
ぞれその仕事を適切であると認めまし
て合計七億一千萬円の六工場に對して
であります。融資がこのほど決定を
いたして仕事を着々進められつつある
のでございします。この所要資金は約二
十六億円であります。それに對し開
銀融資七億一千萬円で、その他はこれ
は増資、社債その他従来の取引關係と
市銀との協調融資によつて資金の調達
の見込がついておる次第でございま
す。

それから国内の市況の問題でござい
ますが、これは一昨年の秋から昨年の
夏までが二十七肥料年度でございま
す。昨年の夏から今年の春までが二十
八肥料年度でございまして、大体二十
七肥料年度、つまり二十七年の秋から
二十八年度の春におきます市況という
ものはこれは取引所があるわけではご
ざいせんが、御承知のように全購運

が五割以上これは買っているものであります。全購連と各メーカーとの間に秋肥、春肥ごとに取引価格をきめて標準の相場を出しているのではありませんが、大体二十七肥料年度は八百七、八十円というこれは大体の大勢であつたのであります。二十八年度の肥料年度、去年の秋の肥料は平均いたしまして八百五十四程度でございました。この二十九年度の春はまだ最後まで行つておらないのであります。八百二、三十円くらいをスタートといたしまして、大体平均八百四十三、五円というところを目標に全購連と各メーカーとの間で契約が行われておる次第でございます。

それから輸出の量の問題は御説明いたしました。輸出の価格の問題でございます。これはお手許に資料を差し上げてございましてこれを御覧を頂きたいのであります。一昨年の秋、即ち昭和二十七年の秋に、昭和二十七年の春までは大体国内価格よりも五ドル乃至十ドル輸出の価格が高かつたのであります。二十七年の夏の終り、秋から国際相場が非常に急激に下つたのであります。その原因はいろいろ国際情勢の緩和等から外航運賃が非常に下つたというところ、或いは一時的に相当国際的に物が余つたというところ等から非常な下落をして、日本も四十ドル余りでインドに売つたというところがあつたのであります。それが、それ以来去年の秋頃から幾分持ち直しているような感じが、今御説明いたしました四十数万トンの量についてはあるものであります。併しざりとてその量も台湾との取引で二十五万トンが五十、六十ドル八十セントでありまして、これ

も台湾が是非出したいというものを日本が買つておるといふようなこと、それから台湾としてはその必要な肥料、硫安が買えるといふようなことから、台湾としては大体日本の国際価格よりも二割程度は高くてもそれは日台貿易協定の特殊な関係から高く買おうといふようなことから得た五十六ドル八十セントであります。それから朝鮮の復興特需の關係は、これは非常に緊急の差迫つたもの、要するに期近物等で六十ドル或いはそれに近い数量で取引されておるのであります。この配付された二枚目の紙を御覧頂けばわかりますが、各国の入札価格を見ますと、入札のときからその品物の調達をする時期が差迫つておつて、もはや日本からでなければ物が間に合ふんといふことで高く売れたものがあつた。入札価格を見ますと依然として四十ドル、四十二、三ドルと、い

い場合でも五十ドルといふような相当なやほり安い価格で入札をいたしておるのであります。私も今非常に一昨年の秋に驚きましたときより幾分いいような感じもございまして、本質は余り變つておらない。最近各社が競つていろ／＼な技術導入その他で欧米に行つておられますので、歸朝して来る技術者のかた／＼が皆言ふことは五十ドル目標の合理化ではこれは危いのじやないか。やはり四十五ドル目標ぐらゐにする必要があるだろうといふことを申しておるのであります。といふことは、やはり向うのコストがはつきりいたしませんけれども、いろ／＼な原材料の価格等から見ても相当安いし、更に問題は需給關係でありまして、無論社会的に需要も殖えておりま

すけれども、各国が競つて増産の計画を着々と進めておるといふようなことから一昨年の秋非常に、五ドル、十ドル高く売れておつたものが逆に十ドル、十五ドル安くなつた。幾分値段がよくなつてはこれが一カ年間のものではあります。本質はやはり變つておらない。やはり各国がそれ／＼買つても、売るほうも一本になつておるといふふうなことに對しまして、日本としてはどういふふうな体制を整えて、できるだけ有利に売つて行くという、更に国内の販売価格と輸出価格との間には或る程度のやはり二重価格とならざるを得ないといふような状況、又それをやらなかつたならば輸出はできないといふような状況はやはり依然として變つておらないといふふうに考えるのであります。我々といつたしましては昨年の七、八月にこの法案を提出いたしましたときと本質的な状況は變つておらないといふふうに考えるのであります。是非ともこの制度の一日も早く成立いたしますことを希望しております。次第でございまして、概要を御説明いたしまして、いろ／＼又御質問にお答えいたします。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。
それでは質疑をお願いいたします。
○豊田雅孝君 先ほどお話の六工場七億円の開銀資金の各会社内訳をちよつと申つてもらいたい。
○説明員(柿手操六君) 東洋高圧北海、道工場の開銀融資の決定額は七千万円でございます。東北肥料秋田工場が一億円、日本水素小浜工場が一億五千万円でございます。これは二カ年間継続の見通しでありまして、大体二十九年度においても少くも一億五千万円程度は開銀融資がされるという見通しでございます。昭和電工川崎工場は一億二千万円、別府化学は一億二千万円、新日本窒素は一億六千万円、合計七億一千万円でございます。

○豊田雅孝君 この前本会議で問題になりました各社の生産コストの問題ですが、何か秘密会か懇談会ならば明らかにすることだつたのであります。すが、その結果がどうなつておるのか。又この委員会においても秘密会なりで明らかに一つしてもらいたいと思ふのであります。

○説明員(柿手操六君) 硫安の各工場別のコストの調べを御要求になつたのでございまして、実は各社から工場別コストの調査報告を求めておらないのであります。私も執務参考にしたために私どもの行政上調べ得ます各種のデータ、或いは従来の経験等から大体工場別には非常に一つ／＼正確な見当はつかんけれども、大量観察的に全体の平均的な原価のめどといふものは大体つきまします。そのうちのものを作成したいと思ふので、そういうものを、御説明を他の委員会にお願いいたしておりますので本委員会にお願いいたしまして御要求がございまして御説明申上げたいと思つております。

資を一つやつて頂きたいということにつきまして、これは硫安ばかりじやなしに、通産省としましては各重要産業について開銀に對しまして参考意見を申上げておるのであります。その一環いたしまして硫安につきましてこの六工場を推薦をいたしましたのであります。私が、そういう工場につきまして私どもは大体まあこの工事の内容であります。それから、或いは工事の効果とか、いろ／＼な資料も頂いております。又この工事を推進する場合において工場からも担当官も参りまして、我々の担当官といふ／＼ヒアリングなんかいたしましてそういうようなものを元にしたしまして監督工場の原価が大体どのくらいになつておるかという見当をつけておるものもございまして、そういうものを御説明いたしたわけでありまして、本委員会に對してもそういうような資料を求めておりますれば御説明を申上げたいと、かように存じております。

○豊田雅孝君 只今の生産費に關する説明、或いは本日は、次の機会でもできるだけ早い機会に説明をしてもらいたいと思ふこと、それから農林委員会において説明乃至は資料を配付せられたものは一切当委員会にも要求なくとも積極的に、自発的に一つ早い機会に提出乃至説明をしてもらいたいと思ひます。
○委員長(中川以良君) 次回にできましたならば御説明願ひます。
○説明員(柿手操六君) 承知いたしました。
○海野三朗君 この硫安輸出実績という資料ですね。この資料の三頁にありますが硫安工業合理化の総合的効果とい

うところに金高が書いてありますが、これは確安工業合理化に基いて二千五百八十五円かかるというのですか。それから操業度向上によるコスト引下げ千八百五十円引下げて、こうなつたというのですか。千八百五十円安くなつたというのですか、この資料で。確安輸出実績というのです。その確安工業合理化の総合的効果、そこに書いてあります。この数字、これが総計五千五百九十八円となつておりますが、この数字を皆、全部加えて行きますとこれ以上になるし、電気代値上りによるコスト高の見込として五百二円と書いてありますが、五百二円だけ高くなるといふのですか。

○説明員(柿手操六君) これはその紙のあと二枚に会社別工場別、それから工事の名前、所要資金というものがございまして、これをこういふ計画でこういふ合理化をやりますことによりまして一番初め書いてある確安工業合理化に基くコスト低下額が二千五百八十五円になります。それからこれは現在もすでに相当な設備能力を持つておるんでありますが、まだその電力等の関係から操業度がまだ余裕がある。電力等がまあ少し増え、或いはガス法等においてももう少し技術が進めばこの程度までは電解法七五%、ガス法九八%までは操業度が上昇いたしますから、それによるコストの低下によつて千八百五十円下ります。

次に三番はこれは今非常にむづかしい問題であります。電気の料金は、二番によつて電源開発により操業度が向上しコストは下りますが、これは電気料金は特に確安工業に対しては標準電気の割当にいたしまして、いわゆる

政策料金的に電力料金は安くなつておりますが、それにしてもこれは一般的に電源開発に伴う電気料金の平均値上げというものは二三%程度はこれは確保しなければならぬというふうなことに、これは私も想定をいたしたのであります。現在このまま二三%ということがこの通りであるかどうかという点につきましては、省全体としての確認までは得ておらんのであります。まあその昨年の秋頃にこの制度を研究いたしましたときには、平均的なコストの値上りというものは大体二三%程度だろう、だからこの程度の値上りは我々も覚悟しなければならぬだろうというので、これは地方としてはマイナス五百二円というものが見ておるのであります。五百二円上り、電気料金の単価が二三%上ることによつて、逆にコストは上るだろうというフアクターが三番に五百二円。

四番は最近この資料を作りました当時より大分状況は變つておりますが、石炭鋸業の合理化によりましてコストの下りが原料炭で一六%、一般炭で一四%程度は堅抗その他の開発によりまして下るだろうというふうにしてそれを千六百六十五円、一、二、四の合計から三番目を引きまして五千五百九十八円というふうに一応の推定をいたしたのであります。

○海野三朗君 今のこの数字は五千五百九十八円にならんじやないですか。この五百二円を引くのですか……。

○委員長(中川以良君) 差引じやないですか。

○海野三朗君 これじや数字が五千五百九十八円にならないじやないですか。五百二円は引くのですか。

○説明員(柿手操六君) 先ほど私が御説明いたしましたように一、二、四は現在より下る因子というふうに見たんであります。三番はこれは現在より電源開発による電気のコストは上つても、確安にば上らないという特別な政策料金を作ればともかくも、一般に電源開発に伴う全体のキロワットアワー当りのコストの値上りというものは、確安もこれは支払うという前提をいたしますという、この程度は電気料金の単価の値上りによるコスト増というふうに見られますので、これに五百二円というものを、マイナス五百二円というふうな註をすべきであつたのであります。一、二、四を合計しまして、それから五百二円を引くと計のこの数字に合うと思ひます。

○海野三朗君 電気代値上りによるコストが高くなるというやつを、これを引いているのですか。一と二と四から三を引いているのですか。

○説明員(柿手操六君) この確安工業合理化の総合的効果というものは現状からこれだけ安くなるだろうというところを計算するのがこの計算の目的であります。併し逆に高くなるフアクターが三番目にありますので、それを差引計算をいたしたというのでござい

○委員長(中川以良君) ちよつと伺いますが、この際における平均の生産原価は幾らに見ておられますか、トン当り……。これだけつまり合理化で安くなるのですか。元の値段は幾らに見ておるのですか、この場合……。

○説明員(柿手操六君) この計算は各社の現在のコストというもののから実は計算をいたしておらないのであります

て、各社のここにありますような金をかけてこういふ工事をやれば現在より幾ら安くなるだろうかとこの差引計算をいたしたのがこの資料でございまして、現在トン当りどのくらいになつてい

○海野三朗君 そのところを私は今何つておるのですが、確安工業合理化に基くものが二千五百八十五円安くなるというのですか、高くなるというのですか。これだけ原価がかかるということ

○説明員(柿手操六君) これは確安工業を合理化してコストが安くなる金額を、トン当り安くなる金額をここに推計したわけでありまして。三

○委員長(中川以良君) 本日はこの程度にいたしておきたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○豊田雅孝君 次回に需給安定法案の修正について質問したいと思ひます

が、通産当局から説明、答弁というわけにも……、おできになればいいのですけれども……。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

五月十日日本委員会に左の事件を付託された

一、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案(第十八回国会継続)(予備審査のための付託は昭和二十八年七月二十五日)